

社会福祉法人奉優会

評議員、役員、顧問及び特別顧問の 報酬等に関する規程

文書番号：A300-03



HOUYUKAI
Action by Glocalization

社会福祉法人奉優会	文書番号：A300-03
評議員、役員、顧問及び特別顧問の報酬等に関する規程	ページ番号： 1/4

目次

- 第 1 条（目的）
- 第 2 条（用語の定義）
- 第 3 条（報酬等の支給）
- 第 4 条（報酬の算定方法）
- 第 5 条（交通費）
- 第 6 条（出張旅費）
- 第 7 条（役員退職慰労金）
- 第 8 条（報酬等の支給方法）
- 第 9 条（端数の処理）
- 第 10 条（改廃）
- 第 11 条（補足）

附則

社会福祉法人奉優会	文書番号：A300-03
評議員、役員、顧問及び特別顧問の報酬等に関する規程	ページ番号： 2/4

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人奉優会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 22 条及び第 23 条の規定に基づき、評議員、役員、顧問及び特別顧問の報酬等に関し必要な事項について定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- （１）評議員とは、定款第 6 条の規定に基づき選任された者をいう。
- （２）役員とは、定款第 16 条の規定に基づき選任された理事及び監事をいう。ただし法人職員の身分を現に有する者を除く。
- （３）顧問及び特別顧問とは、定款第 23 条の規定に基づき選任された者をいう。
- （４）常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とし、原則週 2 日以上法人の業務に従事するものをいう。
- （５）非常勤役員とは、役員のうち、前号に該当する者以外の者をいう。

第3条（報酬等の支給）

常勤役員に、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 評議員及び非常勤役員に、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

第4条（報酬の算定方法）

常勤役員に対する報酬の額は、別表 1 に定めるところとする。

2. 評議員及び非常勤役員に対する報酬の額は、別表 2 に定めるところとする。

第5条（交通費）

常勤役員には、第 3 条に掲げる報酬のほか、通勤及び移動に要する経費として交通費を支給することができる。

2. 評議員及び非常勤役員には、会議等の出席に際し、別表 3 に定める交通費を支給することができる。

第6条（出張旅費）

評議員及び役員が、法人業務のために出張する場合は、別に定める 出張旅費規程の定めにより旅費を支給することができる。

第7条（役員退職慰労金）

常勤役員には次項及び3項により役員退職慰労金を支給する。

2. 常勤役員に対する役員退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死

社会福祉法人奉優会	文書番号：A300-03
評議員、役員、顧問及び特別顧問の報酬等に関する規程	ページ番号： 3/4

亡により退任した者に2月以内に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3. 役員退職慰労金の額は、別表4に定める算式により算出される額とする。

第8条（報酬等の支給方法）

常勤役員に対する報酬等の支給方法は、次の各号に定めるところによる。

（1）報酬は、報酬計算期間を毎月1日～末日を計算期間とし、毎月26日に支給する。

ただし、その日が休日にあたるときは、前日に繰り上げて支給する。

（2）報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（3）報酬は、本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振込むことができる。

2. 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

第9条（端数の処理）

この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ端数を処理する。

第10条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

第11条（補足）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年7月1日から施行する。

附則 この規程は令和5年6月28日から施行する。

附則 この規程は令和8年6月25日から施行する。

社会福祉法人奉優会 評議員、役員、顧問及び特別顧問の報酬等に関する規程	文書番号：A300-03
	ページ番号： 4/4

別表 1（常勤役員及び顧問、特別顧問の報酬額）

1. 常勤役員である理事長の報酬は月額 310 万円の範囲内の額とする。
2. 常勤役員である常務理事の報酬は月額 135 万円の範囲内の額とする。
3. 特別顧問の報酬は月額 50 万円の範囲内の額とする。
4. 顧問の報酬は月額 40 万円の範囲内の額とする。
5. それぞれの報酬額は評議員会の決議により定める。

別表 2（評議員及び非常勤役員に対する報酬の額）

1. 評議員及び非常勤役員の業務報酬（評議員会又は理事会への出席を含む）は、1 日当たり 3 万円の範囲内の額とする。
2. 監事監査の業務報酬は、1 回当たり 6 万円とする。
3. その他これにより難い場合は、別に理事長が定める。

別表 3（評議員及び非常勤役員に対する交通費の額）

1. 評議員会及び理事会の出席の都度、実費とする。
2. 監事監査の業務の都度、実費とする。

別表 4（常勤役員の役員退職慰労金算定式）

- （1）算出方法は以下の通りにする。

$$\text{最終役員報酬月額} \times \text{在任年数} \div 2$$

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

- （2）非常勤役員の在任期間は、役員退職慰労金の在任年数に含めない。
- （3）役員在任中、特に功績があった者については、評議員会の決議により(1)に基づき計算した金額に加算することができる。
- （4）故意または重大な過失等により法人に損害を与え、又は名誉を傷つけた者については、役員退職慰労金を減額し又は、支給しないことがある。